

大阪柔整だより

－ 知識アップ講座「亜急性について考える」開催 －

平成27年10月3日（土）午後4時より、大阪柔整会館5階大ホールにおいて「どう取り扱うの？『亜急性』外傷について」と題し、基礎知識レベルアップセミナーが開かれた。

近年、柔道整復師における保険取り扱いについて、行政や保険者、また様々な団体から様々な意見が出され、柔道整復業界を取り巻く環境は著しく厳しいものとなっている。

それに対し、柔道整復師一人ひとりがレベルアップすることにより理論武装していくことが必要不可欠と考えられる。多くの柔道整復師は、「国家資格の免許を持っているから大丈夫だ！」「今まで特に問題がなかったからこのままでいい！」など軽く捉え、何の対策もせず、ただ漫然と過ごしているのではないか？

時代と共に、柔道整復師を取り巻く環境は刻一刻と変わってきている。今こそ状況を客観的に捉え行動を起こすべきだ。

今回の「亜急性について考える」は、我々の日々の業務において興味深い題材であり、法的な角度からの話や業界の時代背景などを具体的に挙げ、グループごとにディスカッションも交え大変有意義な時間となった。

健康保険では、柔道整復師は急性疾患のみ取り扱え、慢性疾患は施術することが出来ないこととなっているが、「ただ急性か？慢性か？という二者択一のみで判断できるものではないのではないか？」ということから本会学術研究事業部では、ここ数年「亜急性」という言葉をテーマに研究している。

ある方面では、柔道整復師が最近「亜急性」という造語のようなものを主張している、などの厳しい意見もあるが、このような声を真摯に受けとめ、エビデンスに基づきしっかりと研究し、主張していくことが必要である。

また、自ら進んで勉強することにより、学術的な知識や業界を取り巻く環境などを正確に把握し、エビデンスに基づき説明できるようになる。

我々柔道整復師は、患者に施術を行い、結果を出しているにもかかわらず正当に評価されていないのではないかと、違和感がある先生も沢山いると思われるが、適切な評価を得るためにも、個々の努力が当然必要であり、その力を結集し、組織して動く事が大事だろう。

これからも、ぜひ、このような講座に足を運んでいただき、これからの厳しい時代に備えていただければと思う。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 学術部

介護保険のコラム Vol.9

「機能訓練指導員と柔道整復師」

今回は、機能訓練指導員と柔道整復師の関係性についてご紹介したいと思います。

・介護保険制度における機能訓練指導員の資格要件と役割

機能訓練指導員の資格要件は、柔道整復師、看護職員、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とされています。

機能訓練指導員の業務内容は、主に介護施設やリハビリテーション施設などで、加齢による筋力低下の予防などを目的としたストレッチ運動の指導や、関節可動域の維持・向上を図る運動の指導を行います。特別養護老人ホームでは、この専門スタッフを1人以上配置することが法的に義務づけられているほど重要な存在です。歩くのに少し不安があるという程度の方が通うリハビリテーション施設から、寝たきりの方もいる老人ホームまで、機能訓練指導員の活躍の場はさまざまです。そうした現場で機能訓練指導員は、筋力身体機能の維持訓練の指導はもちろんですが、利用者同士のコミュニケーション促進にも一役買っております。

・柔道整復師＝機能訓練指導員のメリット

- 柔道整復師の立場からの指導ができる
- 身体仕組みを理解した指導ができる
- 介護予防の知識を活用した指導ができる

以上のように、柔道整復術を活用した機能訓練は、高齢者に対して非常に効果的な指導を行うことができます。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

－療養費支給申請書における個人番号(マイナンバー)の利用について－

平成28年1月から個人番号カードが交付されることに伴い、この度、厚生労働省令が公布され、柔道整復施術療養費支給申請書(以下、レセプト)の記載においても、従来の記載事項に代えて個人番号を記載できることとなったが、個人番号の運用については同じであるものの、以下のとおり、制度によって該当省令の記載が違い、少なくとも3種類の添付書類が必要となることから、レセプトへの個人番号の記載に当たっては、慎重に取り扱うことが必要となる。また、施術所での個人番号の管理も厳重に行わなければならない。

1.レセプトの記載に当たり、個人番号を記載してもよいとされた事項及び取扱開始日

- (1) 健康保険及び船員保険の被保険者及び被扶養者の場合
記載してもよいとされた事項：被保険者証の記号及び番号又は個人番号
取扱開始日：未定(1年後を予定)
- (2) 国民健康保険の被保険者の場合
記載してもよいとされた事項：療養を受けた被保険者の氏名又は個人番号
取扱開始日：平成28年1月1日
- (3) 後期高齢者医療の被保険者の場合
記載してもよいとされた事項：氏名又は個人番号
取扱開始日：平成28年1月1日

2.レセプトに個人番号を記載した場合に必要な添付書類

- (1) 患者から施術管理者への委任状等
- (2) 患者の個人番号カードの写し等
- (3) 施術管理者の身元を証明する運転免許証の写し等

3.レセプトの受取代理人の欄の氏名は上記にかかわらず、個人番号に代えることはできない。受取代理人の欄の署名は、従来どおり必要です。

※ 大阪市保健所保健医療対策課より通知 ※

大阪市保健所保健医療対策課より、本会に広告違反についての通知がありました。
内容は以下のとおりです。ご協力の程、宜しくお願い致します。

広告違反は処罰の対象となる行為です

施術所は、法に定められた内容を除いて広告ができません。

しかし、「交通事故治療専門」や「むち打ち専門」といった広告違反が、現状では多く、厚生労働省においても問題視されています。また、施術者の技能や施術方法、無料体験などの広告も多く見受けられ、これらは過度な期待や誤認を与え、健康被害につながりかねません。

法に定められた事項に該当しない広告行為は法違反であり、処罰の対象となります。場合によっては厚生労働大臣による業務停止や、免許の取り消し等につながることもあります。

各施術所におかれましては、再度、広告に違反箇所がないか確認のうえ、法を遵守していただくようお願いします。

大阪市保健所保健医療対策課
大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000
電話 06-6647-0679
FAX 06-6647-0804
E-mail : fc0018@city.osaka.lg.jp

※ 東大阪市国民健康保険被保険者証の変更について ※

平成28年1月より、東大阪市国民健康保険被保険者証の印字項目及びレイアウトが変更されます。なお、台紙の色（薄い緑）に変更はありません。

今回の変更は、被保険者証の一斉更新ではありませんので、平成29年9月30日までは、新旧の被保険者証が混在することとなります。

印字追加項目

- ・ 資格取得年月日 ・ 住所欄に方書（マンション名、号室等）を表示

患者さんが施術所に来院された際は、保険証の確認をお願いいたします。

保険者変更通知

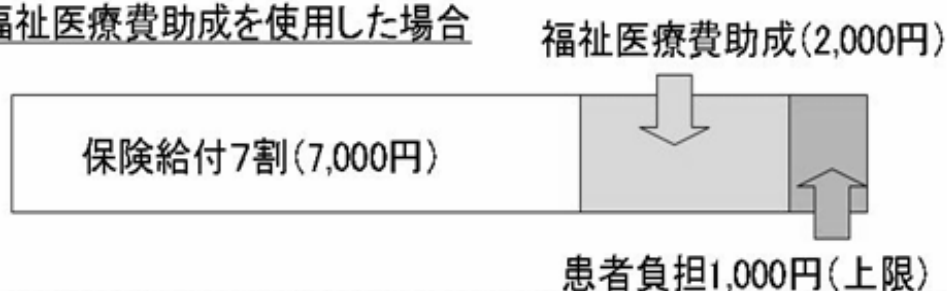
変更前	内容	変更後	変更日
	新設	グーグル健康保険組合 06139844	H27年11月1日

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

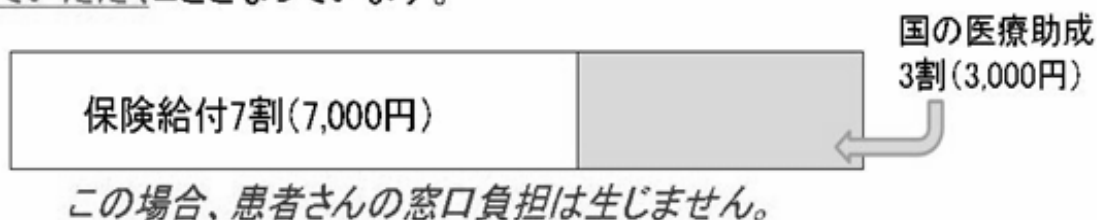
例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様にお願いします。